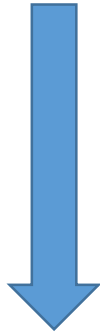




# 広川町企業版ふるさと納税の流れ

## (1) 寄附の申し出等の提出（企業側）



・参考様式『まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附の申し出について』及び『暴力団排除対策にかかる誓約書(兼同意書)』、『役員等調書』を広川町に提出してください。

※申し出の提出に際しては、寄附額の制限等により、事前に広川町と協議が必要です。

※事前の協議なしに申し出を提出された場合は、諸事情等により、受理をお断りする場合がございます。

## (2) 受理書・納付書の発行（広川町）



・(1)を受理した後、受理書及び納付書を発行します。

## (3) 寄附金の振込（企業側）



・(1)で記載した振込日迄に寄附金を振り込みます。

## (4) 寄附金の受領書発行（広川町）

・入金を確認後、別記様式第3(第14条関係)により発行します。

## 企業にとってのメリット

### 社会貢献

企業としてのPR効果  
[SDGsの達成など]



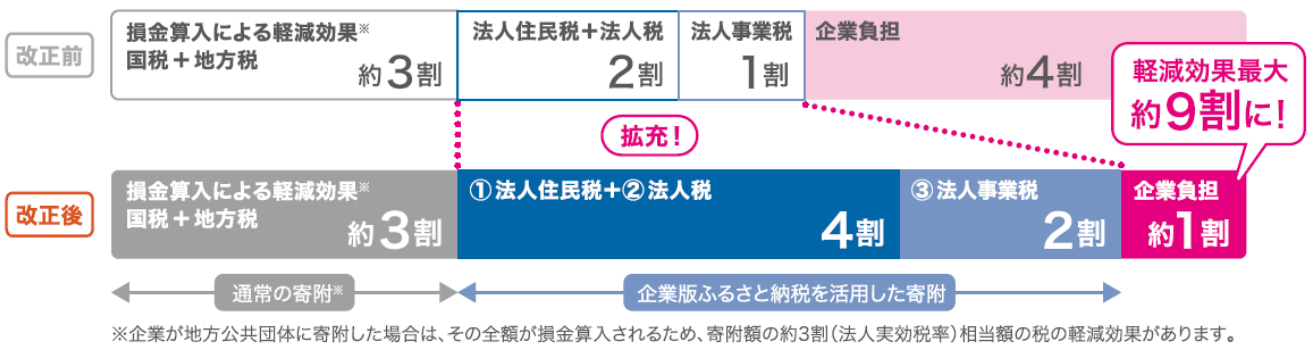
地方公共団体との新たな  
パートナーシップの構築

地域資源などを生かした  
新事業展開

# 企業版ふるさと納税について

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

令和2年度より、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなりました。



## 税目ごとの 特例措置

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

## ○ 条 件

1回当たり10万円以上の寄付が対象となります。

寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受けることは禁止されています。

例：×寄附の見返りとして補助金を受け取る。×有利な利率で貸付をしてもらう。

本社が所在する地方公共団体への寄付については、  
本制度の対象となりません。

この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。

例：愛知県名古屋市に本社が所在⇒愛知県と名古屋市への寄附は制度の対象外

寄附者が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合は、寄附の申し出をお断りさせていただきます。

※「暴力団排除対策にかかる誓約書（兼同意書）及び役員等調書」により確認させていただきます。